

令和7年度 学童クラブ入会のご案内

1. 学童クラブとは

保護者が就労等の理由により、学校から帰宅しても保育が受けられない児童を対象に遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図るところです。

2. 入会期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（入会期間は1年度間です。）

※ただし、入会の要件を満たさなくなった場合（家庭での保育が可能となった場合等）はその時点までとなります。

3. 開設日及び開設時間

（1）小学校の通常授業日（月～金曜日）

【下校時～午後6時30分】

（2）小学校の休業日（土曜日、春・夏・冬休み）【午前7時30分～午後6時30分】

※利用できる日時は、保護者の就労等により保育を必要とする日時に限ります。

保護者の仕事がお休みの日は利用できませんのでご了承ください。

また、勤務日であっても勤務が終了次第、早目のお迎えをお願いします。

4. 入会申込期間

令和6年12月10日（火）～ 令和6年12月27日（金）

※上記期間以降も申請できますが、その時点で定員を上回る場合は待機となります。

※期間中に受付するのは令和7年4月から1年を通して利用する「通年入会」児童です。

※年度途中での入会を希望する場合、入会希望日の2ヵ月前から申込を受付いたします。

年度途中の申込に対しての入会審査期間は、概ね1～2週間程度を要します。

5. 入会要件

次の（1）～（5）を全て満たしている方が入会の対象となります。

（1）市内に住所を有する児童。

（2）保護者が就労、疾病、親族の介護等により児童の帰宅後に保育できないこと。

※出産に伴うご利用期間は出産予定日の産前8週間、産後8週間となります。

（3）保護者に代わる同居者も保育が困難であること。

（4）学童クラブの開設時間内に保護者が児童を迎えに来ること。

（5）集団での生活が可能である児童。

◆上記の要件が満たされていても、定員を上回る申込があった場合は家庭状況、就労状況を確認の上、低学年の児童を優先させていただきます。

◆以下の場合は入会できません。

- ・育児休暇、求職のための期間
 - ・児童が帰宅する時間帯に保護者等が家庭にいると思われる場合
 - ・集団生活や学童のルールが守れない、危険な行動が続く場合
 - ・対象児童及び兄弟の保育料等に未納がある場合
- ※未納に関するご相談はこども家庭課保育係にご連絡ください。

6. 実施場所

学童クラブ名	対象児童 (令和6年時点)	住 所
学童クラブ げんき童夢	五泉南小 1、4年生	五泉市駅前2丁目6番24号（五泉南小学校前） Tel 43-1880（FAX 同）
南っ子 学童クラブ	五泉南小 2、3、5、6年生	五泉市南本町1丁目1番29号（五泉駅隣） Tel 43-0370（FAX 同）
いずみ 学童クラブ	五泉小 1、5、6年生	五泉市本町6丁目6番17号（五泉小学校隣） Tel 42-3365
第2いずみ 学童クラブ	五泉小 2年生	五泉市学校町3番52号（第一幼稚園2階） Tel 43-5670
あわしま 学童クラブ	五泉小3、4年生 橋田小1年生～	五泉市栗島1番58号（栗島ふれあい館内） Tel 43-1050（FAX 同）
東っこ 学童クラブ	五泉東小 1～4年生	五泉市赤海3714番地（五泉東小学校内） Tel 42-2134（FAX 同）
だっし子 学童クラブ	川東小 1年生～	五泉市中川新2431番地（川東小学校内） Tel 42-3786（FAX 同）
みどりっ子 学童クラブ	村松小1年生～ 大蒲原小1年生～	五泉市城下1丁目865番地（村松小学校内） Tel 58-6106（FAX 同）
あたご 学童クラブ	愛宕小 1年生～	五泉市石曾根8074番地2（愛宕小学校内） Tel 58-6356（FAX 同）
すもと 学童クラブ	巢本小 1年生～	五泉市一本杉2341番地1（一本杉公会堂） Tel 43-2934

※対象児童は令和6年現在のものです。

申込人数により入会する学童が変更となる場合がありますので、ご承知おきください。

7. 学童クラブ保育料（保護者負担金）

通年入会（月額） 5,000円（但し、8月は8,000円）
夏休み入会 8,000円

- ◆保育料は月額です。お休みされても日割り計算にはなりません。
ただし、月の途中で入退会された場合は日割り計算となります。
- ◆納入方法は、原則口座振替です。口座振替手続きについては入会決定後にご案内します。
- ◆以前に学童を利用したことがあり、口座振替の登録情報がある場合はその口座を利用します。なお、口座を変更する場合はこども家庭課にお問合せください。
- ◆保育料の減免について
 - ・同一世帯で2人以上入会の場合は2人目児童 半額減免、3人目以上の児童 全額減免
 - ・生活保護世帯の児童 全額減免
 - ・放課後等デイサービスと同時に利用する児童 半額減免別途減免申請が必要です。入会許可後、減免申請書に必要事項を記入の上、学童クラブに提出してください。減免の適用は申請した月から適用になります。



8. 提出書類

- ① 学童クラブ入会申込書
- ② 児童調査票
- ③ 保護者の就労証明書、病気療養申立書等（下校後に保育できないことを証明する書類）
※出産に伴うご利用の場合は「妊産婦医療費受給者証」等の出産予定日のわかる書類
- ④ 特別な支援を必要とする児童については、療育手帳等の写し等

◆書類不備、未記入等がある場合は受付できません。

◆就労内容に疑義がある場合は、就労先等関係各所に確認させていただきます。

◆学童クラブ申込書及び提出書類の用紙は 各学童クラブ・こども家庭課保育係・村松支所福祉係に用意してあります。市HP（にこサポサイト）からダウンロードもできます。

9. 提出先

各学童クラブ・こども家庭課保育係・村松支所福祉係のいずれかに提出して下さい。

10. 入会決定方法

学童クラブ入会申込書及び関係書類から、入会要件を満たしているか確認のうえ決定します。

通知については、2月中旬頃に発送する予定です。

ただし、定員を上回る申込があった場合は、低学年から優先させていただきます。

また、療育手帳等の交付を受けている児童や、食物アレルギー等がある児童については、面接や電話で確認をさせていただく場合があります。

11. 入会決定の取消

(1) 入会要件を満たさなくなったとき。

※育休の取得、仕事を辞めた、入院していた保護者が退院した場合 等

(2) 入会申込書に虚偽があったとき。

(3) 正当な理由がなく、保育料を滞納したとき。

(4) 集団生活や学童内のルールを守れず、学童クラブの管理運営上、支障があるとき。

12. 土曜日利用

保護者が全員、土曜日も就労等がある場合は、土曜日利用ができます。

但し土曜日は拠点方式（合同保育）です。

いつも通っている学童クラブとは異なる場合がありますのでご注意ください。

※利用する場合は週ごとに、通っている学童クラブに申し出てください。

☆土曜拠点保育実施場所☆ 五泉地区→南っ子学童クラブ
村松地区→みどりっ子学童クラブ



13. 学童クラブのお休み

日曜日・祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日）

14. 退会

年度途中で退会する場合には、「学童クラブ退会届」を提出してください。

※退会する1週間前までに提出してください。

用紙はこども家庭課保育係または学童クラブにあります。



15. 一時休止

原則として一時休止は出来ませんが、下記の場合はご相談ください。

- ・1カ月以上、病気や入院等の特別な事情により学童クラブを利用することができない場合。
- ・夏休み期間全て学童クラブを利用しない場合

休止期間の1週間前までに「学童クラブ一時休止届」をこども家庭課に提出してください。

※一時休止できる期間は1カ月以上2カ月以内です。

※一時休止中に学童を必要とする他の方が入会申込をした場合はその方を優先とします。

16. 申込書、就労証明書の内容に変更が生じた場合

申込時の内容に変更が生じた場合、新たに書類を提出してください。

住所等が変わる場合は「異動届」をご提出ください。

用紙はこども家庭課保育係、各学童クラブにあります。



17. お迎え

児童調査票の「迎えに来る方」欄に記入されている方にしか原則お子さんを帰しません。

変更などがある場合は学童クラブにお申し出ください。

やむを得ない事情で中学・高校生の兄弟姉妹がお迎えに来られる際は、必ず学童クラブに連絡をお願いいたします。連絡がない場合、確認のご連絡をさせていただく場合がございます。

18. 通所停止

インフルエンザ等の感染性の病気の流行により、学級閉鎖等となったクラスに在籍する児童は蔓延防止のため閉鎖期間中は学童クラブの利用はできません。

19. 学童クラブ利用にあたっての留意事項

- (1) 学校から学童クラブへは児童だけで通うことを基本としています。

お子様への交通安全指導を徹底してください。

- (2) 保育時間中の一時外出は認めておりません。

- (3) 学校を欠席・早退する場合は、必ず学童クラブかこども家庭課に連絡してください。

- (4) おこづかい・お菓子等は一切持たせないでください。

- (5) 学童クラブの支援員が児童に、点眼や塗り薬を含め投薬することはできません。

※ただし、食物アレルギー対応の薬や「エピペン®」（エピネフリン自己注射薬）につきましては、別途ご相談ください。

- (6) 学童クラブ内で万一怪我をした場合を考慮し、市で傷害保険に加入します。

- (7) 学童クラブでは給食等の提供は行っておりません。

土曜日・学校休業日及び学校給食のない日は、弁当を持参してください。

- (8) 保護者の仕事がお休みの日は利用できませんのでご了承ください。

また勤務日であっても、勤務が終了次第、早目のお迎えをお願いします。



【お問い合わせ先】

五泉市役所 こども家庭課保育係

電話：0250-43-3911 内線294